

きときと情報 2014 131号

特集 雇用関係各種助成金のご案内

経営者に聞く
株式会社太陽スポーツ 代表取締役社長 上田 良雄氏

中央会いんふおめーしょん
「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の
1次公募二次締切の採択結果について など

組合紹介
富山県塗装協同組合さんよりこんにちは

 富山県中小企業団体中央会



表紙のこたば 富山の電車

生活の足として通勤・通学に活躍する
“定番”車両を紹介します。

- 1 国鉄413系 (JR北陸本線)
西日本旅客鉄道株式会社
- 2 14760形 (かぼちゃ電車)
富山地方鉄道株式会社
- 3 市内電車7000形 (レトロ電車)
富山地方鉄道株式会社
- 4 市内電車9000形 (セントラム)
富山地方鉄道株式会社

三井生命から 富山県中央会の組合員の皆さまへ

富山中央会団体扱* 『オーナーズプラン』のご案内

限りないご繁栄のために
経営者のリスクマネジメントは万全ですか？

事業保全資金

事業承継・相続

就業不能リスク

役員退職慰労金・弔慰金

従業員退職金・弔慰金

「オーナーズプラン」とは

「経営者のリスクマネジメント」を目的に組合員が
ご契約者となる生命保険契約です。

富山県中央会の会員組合の組合員がご契約者の場合、団体扱
となり、一般扱（口座振替扱月払等）よりも割安な保険料で
ご契約いただけます。

* 富山県中央会団体扱とは、富山県中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の
保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせ願います。



※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご
説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおり一約款」を必ずご覧ください。

【お問い合わせ】

三井生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山市本町 3-21 5F
TEL: 076-441-3194

B-26-1057 (H26.4) 使用期限 H27.3

きときと情報 131号

C O N T E N T S

特集 1

1

平成26年度 雇用関係各種助成金のご案内

特集 2

9

3回連載「事業承継は“事業”の“承継”」
第1回 事業承継の実態と事業承継対策の重要性

経営者に聞く

13

株式会社 太陽スポーツ
代表取締役社長 上田 良雄 氏

中央会いんふおめーしょん

15

「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス
革新事業」の1次公募二次締切の採択結果について
職場訪問研修を開催しました
キャリア開発&メンタルケア巡回支援を実施しています

組合紹介

17

富山県塗装協同組合さんよりこんにちは

元気印！青年部・女性部

18

富山県中小企業青年中央会通常総会を開催しました
組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました

中央会からのお知らせ

19

第66回中小企業団体全国大会の参加者を募集します

組合だより

20

組合青年部を発足しました

組合Q & A

20

法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非について

ほっと一息

21

魚屋さんの一品料理

事務局ペンリレー

21

富山美術商協同組合
事務局長 新庄 一夫 氏

特集 3

22

富山県知財総合支援窓口のご案内

トピックス

富山自慢の温泉地

雇用関係各種助成金と取扱機関ガイド

富山労働局版（平成26年4月1日 現在）

平成 26 年度の雇用関係の助成金についてご紹介します。

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、労働条件の改善などに、ぜひ、ご活用ください。

詳しくは「雇用関係助成金」で検索してください

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/>

雇用関係助成金

検索

受給対象となる事業主

- 雇用保険や労働者災害補償保険の適用事業所の事業主
- 期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主

審査への協力の具体例

- ・審査に必要な書類を整備・保管する。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の現地調査に応じる。

助成金を受給できない事業主

- 不正受給をしてから 3 年以内に申請をした事業主
または、申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
※不正受給とは、偽りその他不正行為により本来受けることのできない給付金を受け、または受けようとするをいいます。
- 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主
- 支給申請日の前日から過去 1 年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- 暴力団と関わりのある事業主
- 支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している事業主
- 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、都道府県労働局が事業主名を公表することについて、同意していない事業主

支給申請期間

助成金の支給申請期間は、申請が可能となった日から2ヵ月以内とします。

中小企業事業主の範囲

雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりとします。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	また は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

ただし、以下の助成金については、範囲が異なります。

< 中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース） >

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業 ※	3億円以下	また は	900人以下
ソフトウェア業または 情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

※自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

< 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 >

業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が300人以下

< 助成金申請に当たっての注意 >

- 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められるとともに、事業主名が公表されることがあります。
- 都道府県労働局に提出した支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。
- 雇用関係助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。

実際に助成金を受給するためには、上記の要件と併せて、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。詳しくは富山労働局、ハローワーク、富山高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。

雇用関係助成金一覧

A. 雇用維持関係の助成金

1. 雇用調整助成金 【労働局】	
景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合（※1）に、休業、教育訓練、または出向（※2）によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成 （※1）売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等 （※2）3か月以上1年以内の出向に限る	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の一部助成1/2（中小企業は2/3） 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の一部助成1/2（中小企業は2/3）

（取扱機関）

最寄りのハローワーク
又は
富山労働局助成金センター
6F

B. 再就職支援関係の助成金

2. 労働移動支援助成金 【労働局】	
I 再就職支援奨励金	
事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介者に委託等して行う事業主に対して助成	委託費用の1/2（中小企業は2/3） 支給対象者が45歳以上の場合は委託費用の2/3（中小企業は4/5） （1人あたり上限60万円、再就職支援委託時に10万円を支給し、残りを再就職実現時に支給） 訓練を委託した場合、月6万円を加算（上限3か月分） グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算 求職活動のための休暇を付与した場合、日額4,000円（中小企業は7,000円）を支給 （上限90日分、再就職実現時のみ支給、委託なしでも支給可能）
II 受入れ人材育成支援奨励金	
事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を雇入れ、または移籍等により労働者を受入れ、訓練（※）を行った事業主に対して助成 （※）Off-JTのみ、またはOff-JTとOJT	Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額（上限30万円） OJT 訓練実施助成 1時間あたり700円

最寄りのハローワーク
又は
富山労働局助成金センター
6F

C. 高齢者・障害者等関係の助成金

3. 特定求職者雇用開発助成金 【労働局】	
I 特定就職困難者雇用開発助成金	
高齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成 （※）継続して雇用する雇用保険一般被保険者として雇い入れ、本助成金の支給終了後も引き続き相当期間当該対象労働者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あることをいう）が確実と認められること	【高齢者（60～64歳）、母子家庭の母等】 1人あたり50万円（中小企業は90万円） 短時間労働者（※）は30万円（中小企業は60万円） 【身体・知的障害者（重度以外）】 1人あたり50万円（中小企業は135万円） 短時間労働者（※）は30万円（中小企業は90万円） 【身体・知的障害者（重度又は45歳以上）、精神障害者】 1人あたり100万円（中小企業は240万円） 短時間労働者（※）は30万円（中小企業は90万円） （※）1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者（以下同じ）
II 高齢者雇用開発特別奨励金	
65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成 （※）1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れ、1年以上雇用することが確実であると認められること	1人あたり50万円（中小企業は90万円） 短時間労働者は30万円（中小企業は60万円）
III 被災者雇用開発助成金	
東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成 （※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが見込まれること	1人あたり50万円（中小企業は90万円） 短時間労働者は30万円（中小企業は60万円）

最寄りのハローワーク
又は
富山労働局職業対策課

4. 高齢者雇用安定助成金 【機構】

I 高齢者活用促進コース	
高齢者の活用促進のための次のいずれかの雇用環境整備（以下「活用促進措置」）を実施する事業主に対して助成 ①新分野への進出または職務の再設計による、高齢者の職場または職務の創出 ②機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善による、既存の職場または職務における高齢者の就労の機会の拡大 ③高齢者の就労機会を拡大するための雇用管理制度の導入・見直し ④定年の引き上げ等	上限1,000万円で次の①と②を比較して少ないほうの額 ①「活用促進措置」に要した費用の2/3（大企業1/2） ②60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円
II 高齢者労働移動支援コース	
定年を控えた高齢者等で、その知識経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者の紹介により失業を経ることなく（※1）雇い入れる（※2）事業主に対して助成 （※1）失業等給付を受給していないことを指します （※2）雇い入れた対象労働者を65歳以上まで雇用する見込みがあること	1人あたり70万円 短時間労働者は40万円

富山高齢・障害者雇用支援センター

5. 障害者トライアル雇用奨励金 【労働局】		→	最寄りの ハローワーク 又は 富山労働局 職業対策課
I 障害者トライアル雇用奨励金			
就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用を行う場合に助成	1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）	→	
II 障害者短時間トライアル雇用奨励金		→	
直ちに週 20 時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試用雇用を行う場合に助成	1人あたり月額最大2万円（最長12か月）	→	
6. 障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金） 【労働局】		→	
障害者雇用の経験のない中小企業（※1）において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合（※2）に助成 <small>（※1）障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数50～300人の中小企業 （※2）1人目の対象労働者を雇入れた日の翌日から起算して3か月後までの間に、雇入れた対象労働者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用率以上となること、法定雇用率を達成すること</small>	対象となる措置のすべてを満たした場合、120万円	→	
7. 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 【労働局】		→	最寄りの ハローワーク 又は 富山労働局 職業対策課
中小企業である事業主が、地域の障害者雇用促進のための計画を作成し、当該計画に基づき障害者を10人以上等多数雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成	支給対象者数と施設整備に要した費用に応じて、総額2,000～3,000万円（3年間）	→	
8. 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 【労働局】		→	
発達障害者または難治性疾患患者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して助成	1人あたり50万円（中小企業は135万円） 短時間労働者は30万円（中小企業は90万円）	→	
9. 精神障害者等雇用安定奨励金 【労働局】		→	
I 精神障害者雇用安定奨励金		→	
精神障害者を雇い入れるとともに、カウンセリング体制の整備等の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して助成	支給対象経費1/2（上限100万円） （ただし、一部メニューは支給額の上限を設定）	→	
II 重度知的・精神障害者職場支援奨励金		→	
重度知的障害者または精神障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員（※）を配置する事業主に対して助成 <small>（※）職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限</small>	1人あたり月額3万円（中小企業は月額4万円） 短時間労働者は、月額1万5千円（中小企業は月額2万円）	→	
10. 障害者作業施設設置等助成金 【機構】		→	富山高齢・ 障害者雇用 支援センター
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成	支給対象費用の2/3	→	
11. 障害者福祉施設設置等助成金 【機構】		→	
継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成	支給対象費用の1/3	→	
12. 障害者介助等助成金 【機構】		→	
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主を対象に助成	【重度中途障害者等の職場適応】 1人あたり月額3万円（短時間労働者は2万円） 【職場介助者、職場コンサルタント、在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱】 支給対象費用の3/4 【職場介助者の配置または委嘱の継続措置】 支給対象費用の2/3 【手話通訳担当者、健康相談医師の委嘱】 委嘱1回あたりの費用の3/4	→	
13. 職場適応援助者助成金 【機構】		→	
職場適応援助者（※）による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による援助を行う事業主等に対して助成 <small>（※）ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細やかな支援をする担当者</small>	【第1号職場適応援助者助成金】 援助事業の実施日数×14,200円等 【第2号職場適応援助者助成金】 支給対象費用の3/4	→	
14. 重度障害者等通勤対策助成金 【機構】		→	
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じた通勤を容易にするための措置を行う事業主を対象として助成	支給対象費用の3/4	→	
15. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 【機構】		→	
対象障害者を多数雇用（※）し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成 <small>（※）対象障害者を、1年以上の期間、10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20%以上であること</small>	支給対象費用の2/3（特例の場合は3/4）	→	
16. 障害者能力開発助成金 【機構】		→	
障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成	【施設設置費】支給対象費用の4/5 【運営費、グループ就労訓練】支給対象費用の3/4または4/5 【受講】支給対象費用の3/4	→	

D. 雇入れ関係のその他の助成金

17. トライアル雇用奨励金 【労働局】	
<p>職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者（※）について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用した場合に助成</p> <p>（※）①～⑥のいずれかに該当する者 ①就労経験のない職業に就くことを希望する者 ②学校卒業後3年以内で、安定した職業に就いていない者 ③2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者 ④離職している期間が1年を超えている者 ⑤妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの ⑥就職支援に当たって特別の配慮を要する以下の者 ア、生活保護受給者、イ、母子家庭の母等、ウ、父子家庭の父、エ、日雇労働者、オ、季節労働者、カ、中国残留邦人等永住帰国者、キ、ホームレス、ク、住居喪失不安定就労者</p>	1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）

最寄りのハローワーク
又は
富山労働局
地方訓練
受講者支援室

18. 地域雇用開発助成金 【労働局】	
I 地域雇用開発助成金	
<p>同意雇用開発促進地域（※1）または過疎等雇用改善地域（※2）において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者の雇入れを行った場合に助成</p> <p>（※1）求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している、「地域雇用開発促進法」第7条に規定する地域（戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域を含む） （※2）若年層・社年層の流出が著しい、「雇用保険法施行規則」第112条に基づき厚生労働大臣が指定する地域</p>	<p>事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、50～800万円を支給（最大3年間（3回）支給） 創業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ 戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域の指定事業主の場合、1回目の支給において上乗せ対象労働者1人あたり50万円を上乗せ</p>
II 沖縄若年者雇用促進奨励金	
<p>沖縄県の区域内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇入れ（※）を行った場合に助成</p> <p>（※）新規学卒者でない者を3人以上雇い入れること</p>	<p>支払った賃金の1/4（中小企業は1/3） 助成対象期間は1年間（定着状況が特に優秀な場合は2年間） 新規学卒者に支払った賃金の1/3（助成対象期間は1年間）（※） （※）3人以上の支給対象者の雇入れのほか、沖縄県内に居住する新規学卒者を雇い入れた中小企業</p>

最寄りのハローワーク
又は
富山労働局
助成金センター
5F

E. 雇用環境の整備関係等の助成金

19. 中小企業労働環境向上助成金 【労働局】	
I 個別中小企業助成コース	
雇用管理制度的導入等を行う健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小企業事業主に対して助成	<p>評価・処遇制度 40万円 研修体系制度 30万円 健康づくり制度 30万円 介護福祉機器等（介護事業所）支給対象費用の1/2（上限300万円）</p>
II 団体助成コース	
健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小事業者を構成員として含む事業主団体が、その構成員である中小企業に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成	<p>事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等（構成中小企業者数500以上） 上限1,000万円 中規模認定組合等（同100以上500未満） 上限800万円 小規模認定組合等（同100未満） 上限600万円</p>

最寄りのハローワーク
又は
富山労働局
助成金センター
5F

20. 建設労働者確保育成助成金 【労働局】	
建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主等に対して助成	<p>【認定訓練】 経費助成：1人あたり月額4,400円など 賃金助成：1人あたり日額5,000円 【技能実習】 経費助成：支給対象費用の9/10（委託の場合8/10） 賃金助成：1人あたり日額8,000円 【雇用管理制度】 評価・処遇制度40万円、研修体系制度30万円、健康づくり制度30万円 【若年者に魅力ある職場づくり事業】 支給対象経費の2/3 【建設広域教育訓練】 推進活動経費助成：支給対象経費の2/3 施設設置等経費助成：支給対象経費の1/2 【新分野教育訓練】 （新分野教育訓練終了後、新分野事業進出後それぞれ） 経費助成：支給対象経費の1/3 賃金助成：1人あたり日額3,500円</p>

最寄りのハローワーク
又は
富山労働局
助成金センター
5F

21. 通年雇用奨励金 【労働局】	
北海道、東北地方等（富山県内の一部地域を含む）の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成	<p>【事業所内就業、事業所外就業】 支払った賃金の2/3（第1回目）、 支払った賃金の1/2（第2～3回目） 【休業】 休業手当と賃金の1/2（第1回目）、1/3（第2回目） 【業務転換】 支払った賃金の1/3 【訓練】 支給対象経費の1/2（季節的業務）、2/3（季節的業務以外） 【新分野進出】 支給対象経費の1/10 【季節トライアル雇用】 支払った賃金の1/2（減額あり）</p>

最寄りのハローワーク
又は
富山労働局
助成金センター
5F

F. 仕事と家族の両立支援関係の助成金

22. 両立支援助成金 【労働局】	
I 事務所内保育施設設置・運営等支援助成金	
労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築などを行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成	設置費用の1/3（中小企業は2/3） 設置費用：上限1,500万円（中小企業は2,300万円） 運営費用の1～5年目1/2（中小企業は2/3） 増築又は建替え費用の1/3（中小企業は1/2） 増築：上限750万円（中小企業は1,150万円） 建替え：上限1,500万円（中小企業は2,300万円）
II 子育て短期時間勤務支援助成金	
就業規則等により子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者に利用させた事業主に対して助成	1人目30万円、2～10人目10万円 （中小企業は、1人目40万円、2～5人目15万円）
III 中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）	
育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して助成	1人あたり15万円、1年度の上限10人 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算
IV 中小企業両立支援助成金（休業中能力アップコース）	
育児休業または介護休業中の労働者に対して、能力の開発および向上に関する措置を講じた事業主等に対して助成（平成26年3月31日までに育児休業又は介護休業を開始し、平成26年9月30日までに当該休業を終了した者を対象）	【在宅講習】1月あたり9,000円（上限12か月） 【職場環境適応講習】1日あたり4,000円（各月1日、上限12日） 【職場復帰直前講習】1日あたり5,000円（上限12日） 【職場復帰直後講習】1日あたり5,000円（上限12日） 以上を1つ以上実施した場合、職場復帰プログラム開発作成費として、1人あたり13,000円 （【休業中の労働者への情報提供】の措置も行った場合20,000円） 以上の措置について、1人あたり上限21万円、1年度の上限20人 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算
V 中小企業両立支援助成金（期間雇用者継続就業支援コース）	
有期契約労働者（期間雇用者）について、通常の労働者と同等の要件で育児休業を取得させて育児休業終了後原職復帰させ、あわせて職業生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施する事業主に対して助成	1人目40万円、2～5人目15万円 「通常の労働者として復帰させた場合の加算」に該当した場合、1人目10万円、2～5人目5万円を加算 「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、1事業主あたり5万円を加算
VI ポジティブ・アクション能力アップ助成金	
女性の活躍推進についての数値目標を設定・公表し、一定の研修プログラムの実施により、目標を達成した事業主に助成	1企業あたり15万円（中小企業は30万円）

富山労働局
雇用均等室

G. キャリアアップ・人材育成関係の助成金

23. キャリアアップ助成金 【労働局】	
I 正規雇用等転換コース	
有期契約労働者等の正規雇用等への転換または派遣労働者の直接雇用化を行った事業主に対して助成	①有期契約労働者→正規雇用1人あたり30万円（中小企業は40万円） ②有期契約労働者→無期雇用1人あたり15万円（中小企業は20万円） ③無期雇用労働者→正規雇用1人あたり15万円（中小企業は20万円） 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に転換等を行った場合、1人あたり①40万円（50万円）②25万円（30万円）を支給 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、10万円を加算
II 人材育成コース	
有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成	Off-JT 賃金助成1時間あたり500円（中小企業は800円） 訓練経費助成 Off-JTの訓練時間数に応じた次の金額（※） 100時間未満 7万円（中小企業は10万円） 100時間以上200時間未満 15万円（中小企業は20万円） 200時間以上 20万円（中小企業は30万円） （※）実費が上記を下回る場合は実費を上限 OJT 訓練実施助成1時間あたり700円（中小企業は700円）
III 処遇改善コース	
有期契約労働者等の賃金水準の向上（※）を図った事業主に対して助成 （※）賃金テーブルを3%以上（平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は、2%以上）増額改定	1人あたり7,500円（中小企業は1万円） 職務評価の手法を活用した場合、1事業所あたり7.5万円を加算（中小企業は10万円） 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に職務評価を活用した場合、15万円（20万円）を支給
IV 健康管理コース	
有期契約労働者等に対して法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上実施した事業主に対して助成	1事業所あたり30万円（中小企業は40万円）
V 短時間正社員コース	
短時間正社員に転換または短時間正社員として新たな雇入れ（※）を行った事業主に対して助成 （※）ワーク・ライフ・バランスの観点から、正規雇用労働者が短時間正社員に転換するケースなどを想定	1人あたり15万円（常時雇用する労働者が300人を超えない中小規模企業の場合20万円） 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、有期契約労働者等を短時間正社員に転換した場合、1人あたり25万円（30万円）を支給
VI 短時間労働者の週所定労働時間延長コース	
短時間労働者の週所定労働時間の延長（※）を行った事業主に対して助成 （※）週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長し社会保険を適用	1人あたり7.5万円（中小企業は10万円）

最寄りの
ハローワーク
又は
富山労働局
助成金センター
5F

24. キャリア形成促進助成金		[労働局]
I 政策課題対応型訓練（若年人材育成コース）		
採用後5年以内かつ35歳未満の若年者に対する職業訓練を助成（対象は中小企業）	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり800円 実費相当額の1/2
II 政策課題対応型訓練（成長分野等人材育成コース）		
成長分野等に関連する職業訓練を助成	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり400円（中小企業は800円） 実費相当額の1/3（中小企業は1/2）
III 政策課題対応型訓練（グローバル人材育成コース）		
海外関連業務に従事する人材育成を助成（海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む）	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり400円（中企業は800円） 実費相当額の1/3（中小企業は1/2）
IV 政策課題対応型訓練（熟練技能育成・継承コース）		
熟練技能の指導力強化や技能継承のための職業訓練、認定職業訓練を助成	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり800円 実費相当額の1/2
V 政策課題対応型訓練（育休中・復職後等能力アップコース）		
育児休業中や復職後の能力アップのための訓練や妊娠・出産・育児により一定期間離職していた女性等の再就職後の能力アップのための訓練を助成	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり400円（中小企業は800円） 実費相当額の1/3（中小企業は1/2）
VI 政策課題対応型訓練（認定実習併用職業訓練コース）		
OJTとOff-JTを組み合わせた厚生労働大臣認定の職業訓練を助成（対象は中小企業）	Off-JT 賃金助成 訓練経費助成 OJT 訓練実施助成	1時間あたり800円 実費相当額の1/2 1時間あたり600円
VII 政策課題対応型訓練（自発的職業能力開発コース）		
雇用する労働者の自発的な職業訓練に対して支援をした場合に助成（対象は中小企業）	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり800円 実費相当額の1/2
VIII 一般型訓練		
雇用する労働者に対する政策課題対応型訓練以外の職業訓練を助成（対象は中小企業）	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり400円 実費相当額の1/3
IX 団体等実施型訓練		
事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・継承のための訓練を助成	訓練経費助成	実費相当額の1/2

最寄りの
ハローワーク
又は
富山労働局
助成金センター
5F

H. 労働時間・賃金・健康確保関係の助成金

25. 労働時間等設定改善推進助成金		[労働局]
I 中小企業事業主団体向け (対象団体：傘下の事業主全体の2分の1以上が中小企業であり、労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成や啓発などの事業を効果的かつ適正に実施できる団体)		
傘下の中小企業事業主に対し、「労働時間等見直しガイドライン」に定められた、労働時間等の設定の改善のために、方針策定等、好事例の収集・普及啓発、巡回指導等の事業を行った事業主団体に対して助成	事業の実施に要した経費の合計額の1/3～3/3（※） （※）成果目標の達成状況により異なります （※）上限額を超える場合は上限額（400万円）	
II 病院、診療所など医療機関の事業主団体向け (対象団体：傘下の事業主全体の2分の1以上が、資本金・出資金の額が5千万円以下、常用労働者数が100人以下であり、労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成や啓発などの事業を効果的かつ適正に実施できる団体)		
傘下の中小企業事業主に対し、「労働時間等見直しガイドライン」に定められた、労働時間等の設定の改善のために、方針策定等、好事例の収集・普及啓発、巡回指導等の事業を行った事業主団体に対して助成	事業の実施に要した経費の合計額の1/3～3/3（※） （※）成果目標の達成状況により異なります （※）上限額を超える場合は上限額（400万円）	
26. 職場意識改善助成金		[労働局]
I 職場環境改善・改善基盤整備コース (対象事業主：年次有給休暇の年間平均取得日数が9日未満または月間平均所定労働時間数が10時間以上である中小企業事業主)		
成果目標の達成に向けて、労務管理担当者に対する研修、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理用ソフトウェア、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入の取り組みを行った場合	取組の実施に要した経費（謝金、印刷製本費、機械装置等購入費、委託費など）の合計額の1/2～3/4（※） （※）成果目標の達成状況により異なります （※）上限額を超える場合は上限額	
II テレワークコース (対象事業主：テレワークを新規で購入する中小企業事業主～試行的に導入している事業主も対象です)		
成果目標の達成に向けて、テレワーク機器等購入経費、保守サポート料・通信費、クラウドサービス使用料、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者や労働者に対する研修等の取り組みを行った場合	取組の実施に要した経費（謝金、印刷製本費、機械装置等購入費、委託費など）の合計額の1/2又は3/4（※） （※）成果目標の達成状況により異なります （※）上限額を超える場合は上限額（注） （注）「1人あたりの上限額」×対象労働者数又は「1企業あたりの上限額」のいずれか低い方の額	
27. 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）		[労働局]
事業場内の最も低い時間給を、40円以上引き上げる計画を作成、実施し、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の業務改善を行い費用を支払う場合	賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修費用などの1/2（企業規模30人以下の小規模事業者は3/4）（上限100万円）	
28. 受動喫煙防止対策助成金		[労働局]
喫煙室以外での喫煙を禁止するために所定の要件を満たす喫煙室を設置し、又は改修する中小企業事業主	設置又は改修費用の1/2（上限200万円）	

富山労働局
監督課

富山労働局
監督課

テレワーク
相談センター

富山労働局
賃金室

富山労働局
健康安全課

取扱機関一覧

富山労働局 職業対策課

〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎 6F
TEL 076-432-2793 FAX 076-432-3801

富山労働局 地方訓練受講者支援室

〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎 6F
TEL 076-415-0242 FAX 076-432-3801

富山労働局 助成金センター5F

〒930-0008 富山市神通本町 1-6-9 MIPSビル 5F
TEL 076-432-9172 FAX 076-432-9173

富山労働局 助成金センター6F

〒930-0008 富山市神通本町 1-6-9 MIPSビル 6F
TEL 076-432-9162 FAX 076-432-9170

富山労働局 雇用均等室

〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎 5F
TEL 076-432-2740 FAX 076-432-3959

富山労働局 監督課

〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎 3F
TEL 076-432-2730 FAX 076-432-6089

富山労働局 賃金室

〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎 3F
TEL 076-432-2735 FAX 076-432-6089

富山労働局 健康安全課

〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎 3F
TEL 076-432-2731 FAX 076-432-6089

ハローワーク富山

〒930-0857 富山市奥田新町 45
TEL 076-431-8609 FAX 076-443-1552

ハローワーク高岡

〒933-0902 高岡市向野町 3-43-4
TEL 0766-21-1515 FAX 0766-26-0612

ハローワーク魚津

〒937-0801 魚津市新金 1-12-31
TEL 0765-24-0365 FAX 0765-24-6100

ハローワーク砺波

〒939-1363 砺波市太郎丸 1-2-5
TEL 0763-32-2914 FAX 0763-33-1401

ハローワーク滑川

〒936-0024 滑川市辰野 11-6
TEL 076-475-0324 FAX 076-475-9097

ハローワーク氷見

〒935-0023 氷見市朝日丘 9-17
TEL 0766-74-0445 FAX 0766-74-0031

富山高齢・障害者雇用支援センター（富山障害者就職センター 雇用支援課）

〒930-0004 富山市桜橋通り 1-18 北日本桜橋ビル 7F
TEL 076-471-7770 FAX 076-471-6660

テレワーク相談センター（（一社）日本テレワーク協会）

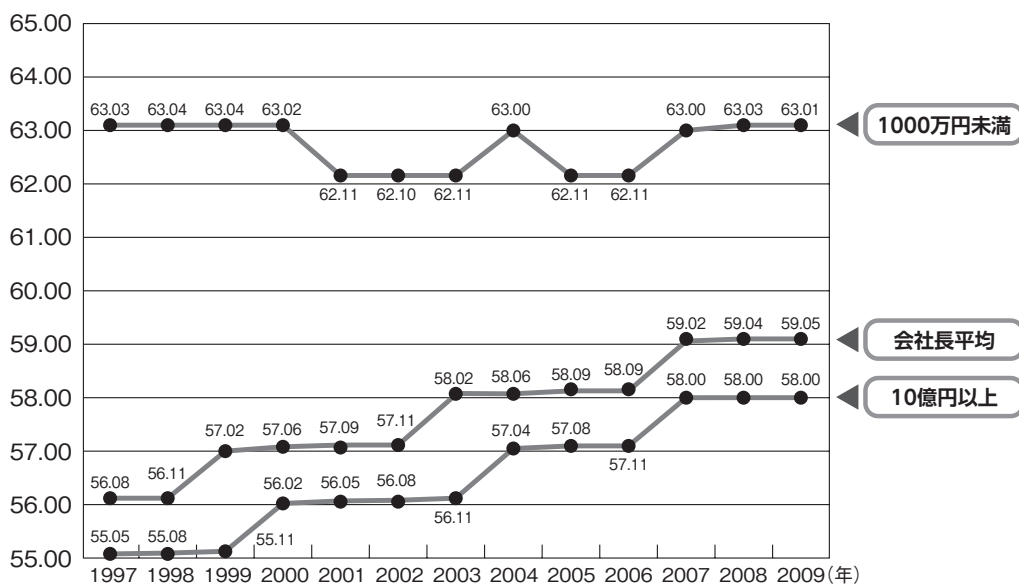
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 3階
TEL 0120-91-6479

1

経営者の高齢化と後継者対策

「きときと情報」読者の皆さん、はじめまして。中小機構北陸 事業承継コーディネーターの竹川と申します。今回から3回シリーズで、「事業承継は“事業”の“承継”」と題し、事業承継が企業経営の中でどれほど大事か、どうすれば事業が上手く後継者に承継できるかについてお話しして参りたいと思います。

資本金規模別の代表者の平均年齢の推移

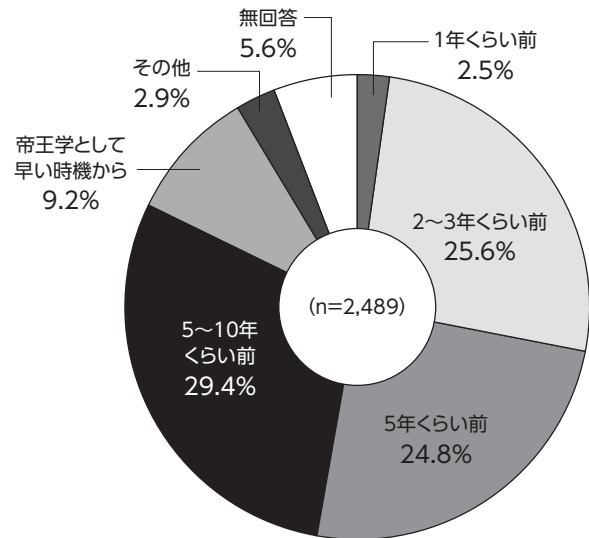


出典：「全国社長分析」株式会社帝国データバンク

まず上のグラフをご覧ください。帝国データバンクが2012年に行いました、「全国社長分析」です。中でも小規模企業の社長の平均年齢が上昇している実態が分かります。これは、平均寿命の上昇や事業承継時期の遅れにより社長在任期間が長期化していることが原因と考えられます。



また、次の円グラフは、中小機構が平成23年3月に実施した事業承継実態調査から、「現経営者が考える後継者の育成に必要な期間」です。このグラフからは、後継者の育成には最低でも5年～10年はかかると考えている経営者が多数を占めていることがわかります。企業経営という重要な役割をきちんとつなぐためには周到な準備が必要であることがわかります。



2 事業承継対策をしないとどうなるのか

前項で事業承継時期が遅れたために、社長の平均年齢が高まっていることを説明しましたが、事業承継対策を行わないとどうなるのか、具体的に例示したいと思います。

(1) 高齢の会長が実権を握ったまま、社長への経営委譲が進まないケース

創業社長に多いパターンですが、表面上は子息等に「社長」の肩書を譲りながらも、自身が過半数の株式を保有したまま、経営に関する最終決定権を持ち続けるケースです。株式移転問題も去ることながら、企業経営に関する方針や意見の食い違いから大きな問題に発展することも考えられます。後継社長からは経営権の権限について言い出すことが困難であり、無理に権限を取り上げたりするとトラブルが大きくなる場合も考えられます。

(2) 後継者に事業用資産や株式の集中が出来ないケース

経営者が遺産相続についてあまり深く考えず、相続税対策などから事業用資産や会社の株式が相続人に広く分散してしまうパターンです。事業に従事していない相続人が、遺留分を主張し事業用資産や株式を取得した結果、企業経営に悪影響を及ぼすといった事態も懸念されます。相続人が事業に従事していたとしても兄弟間でトラブルに発展するようなケースも考えられます。

(3) 自社の魅力や強みが後継者に承継できず取引先との関係性を悪化させるケース

後継者が経営者としての力量が十分でなかったり、先代の経営理念をしっかりと理解しないまま承継した場合、取引先や仕入先、同業者、債権者たる金融機関等からの信用や信頼を失い、取引の解消まで発展してしまうことも考えられます。また、先代から勤務している従業員の信頼を得られずに社内の雰囲気悪くする懸念も考えられます。

3

事業承継対策は、地域内・業界内の問題

企業経営は、1社では成り立ちません。また、経営者1人でも成り立たないことは自明でしょう。企業の存続は多くの利害関係者（ステークホルダー）のもとに成り立っているのです。従業員を雇用していればその家族にまで影響が及ぶでしょうし、地域社会や関連する業界にも少なからずの影響を与えています。大手企業を見ると、金融業界や流通業界で大きな業界再編が起こったことは記憶に新しいでしょう。中小企業といえどもその存続如何で地域経済への影響の大きさを考えれば、業界内の再編等も検討するに値するのではないのでしょうか。中小企業の事業承継の成否が地域経済や業界の盛衰に大きく関係しているともいえるのです。中央会とともに業界の将来を担っていかれる組合の皆さま方にも大いに関係してきます。事業承継の悩み、まずは中央会へご相談ください。職員の方が経営課題などお聞きしてから、難しい課題に対しては中央会の専門派遣制度や、国の支援施策である「ミラサポ」等を活用した専門家の派遣による解決も可能です。

ミラサポ <https://www.mirasapo.jp/>



4

事業承継コーディネーターの役割

事業承継は、陸上競技のリレーのバトンパスに例えられることがあります。陸上競技では、バトンを渡す走者のスピードとバトンを受け取る側の走者のスピードとがピッタリ合った絶妙なタイミングでバトンパスを行うことが勝負に勝つ秘訣です。北京五輪の男子4×100mリレーにおいて走力で劣る日本チームが銅メダルを獲得できたのは「バトンパスの妙」があったからです。事業承継においてもバトンパスは重要です。事業は常に走り続けているのです。バトンパスに手間取っている間に、競合他社に抜かれないとも限らないのです。



私ども中小機構北陸の事業承継コーディネーターは、「事業承継が円滑に行われる」ことにより、「地域経済が活性化する」ことを大きな目的としています。そのため、皆さま方の身の回りの相談者であ

る中央会をはじめとする地域の支援機関や地域金融機関、専門家の先生方とのネットワークを活かしながら活動しています。企業の永続、発展、繁栄には、当然のことですが「事業承継」が大きなポイントであることは言うまでもないことです。老舗企業として100年、200年存続していける企業は、それだけでも社会的なステータスが高いのです。100年企業を目指すために円滑な事業承継対策は避けて通れない課題です。

これから第2回、第3回の連載を通じて事業承継の具体策についてお示しして参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

筆者プロフィール

竹川 充 (たけがわ みつる)
独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸本部
事業承継コーディネーター

【中小機構の事業承継円滑化支援について】

地域経済を支える中小企業にとって、事業の承継はライフステージの一つを構成しているが、近年中小企業経営者の平均年齢は上昇傾向が続いており、経営者から後継者への事業の承継を、より円滑にしていくことが必要である。

中小企業事業承継円滑化支援事業は、事業承継（親族内承継・従業員承継・第三者承継）支援に取り組む支援機関の『支援体制構築・定着』を目指し、地域経済の活性化に寄与することを目的として活動している。

【個人プロフィール】

1967年	福井県福井市生まれ
2005年	中小企業診断士登録
2008年	M I T コンサルティング株式会社設立 代表取締役就任
2007年～	現在（公財）ふくい産業支援センター新事業コーディネーター
2008年～2013年	福井県中小企業再生支援協議会サブマネージャー

イベントを通じてスポーツ人気を取り込む 少子化の逆風にも高機能商品で活路

2012年のロンドン五輪、14年のサッカーW杯ブラジル大会、続く16年のリオデジャネイロ五輪に向けてスポーツ界が活気づく中、富山県でもスポーツ熱が盛り上がっています。また健康志向を背景に、老若男女がスポーツを楽しんでいます。一方、景気の低迷、少子高齢化、レジャー嗜好の多様化に伴って、家計の運動用具への支出は減少傾向にあります。地域密着に徹したユニークな営業活動を行う(株)太陽スポーツの上田良雄社長にインタビューしました。

株式会社太陽スポーツ 代表取締役社長 上田 良雄 氏

一緒にスポーツして 「信頼」を売る

Q. 近年のスポーツ熱があまり市場に反映されていないと聞きますが、実際はどうでしょうか。

小売業全体にいえますが、少子化による国内市場の規模縮小が大きく影響しています。特にスポーツ関係については、子供が少なくなって学校の統廃合が進んだことによって、少年スポーツチームが削減されました。このため、道具を使う子供そのものが少なくなったうえに、対戦相手を求めて遠征試合が多くなり、遠征費がかさんで家計は用具にまでお金が回らなくなっているようです。

また、大人についても、初心者が使う用具やウェアなどは、デフレの影響もあるのか、安い商品が売れ、単価は落ちていきますね。しかし半面、上級者になるほどシューズなどでスポーツギアを求める傾向にあり、高い商品が売れています。スポーツギアとは、一流アスリートがプレーするために必要不可欠な道具のことで、最近では、科学的に分析された高性能なものになっています。道具の性能によって勝負が左右されるようになっているといわれていますね。お客さんに安心して買ってもらえるだけのギア商品をそろえ、商品に詳しいプロの店員を配置し、じっくり選んでもらえる

ようにしています。

市場規模が縮小する中で売上を伸ばすには、店舗の充実もさることながら、外資に力を入れることです。低成長の現代は、プロフェッショナルとしての店員が地域の中に溶け込み、地域とタイアップする形で需要を開拓していかなければなりません。そのために、単に道具を売るのではなく、スポーツを楽しみと感じてもらえる機会を提供しています。サッカー、野球、バドミントンなどの太陽スポーツ杯のほか、ナイトランニング、ツアーランニングなどランニング関係のイベント、また、サッカーW杯では日本代表とキプロス戦、コートジボワール戦のパブリックビューイングを開催しました。こうした活動を通じて、太陽スポーツと店員に信頼を寄せてもらい、お客さんに信頼を買ってもらおうと考えています。



① 総曲輪グランドプラザでW杯パブリックビューイングを開催



②



③

プロフィール

うえだ・よしお

昭和38年12月8日、富山市生まれ。県立富山南高校を卒業後、日本大学へ進み、教員を目指したが断念。ダイエー系の大手スポーツ用品店に入社し、店長を経験した。平成2年、誘われて太陽スポーツに入社。営業本部次長、常務、専務を経て20年6月から社長。県ハンドボール協会参与、富山市ハンドボール協会副会長。50歳。



チームの育成を サポーターが支える

Q. 地元密着のプロチームの活躍はスポーツの振興にどのような効果がありますか。

県内には、サッカーの「カタレ富山」、野球の「富山サンダーバーズ」、バスケットボールの「富山グラウジーズ」というプロスポーツチームがあります。サポーターが増加することで、スポーツへの関心も高まり、地域のスポーツ振興にも波及効果があります。プロスポーツが県民にとって身近な存在になってきたことは大変意義のあることです。サポーターやスポンサーと一緒にあって当社も一緒に盛り上げていきたいと思っています。

物売りでなく“事”売りへ

Q. 地域密着型の営業を通じて成長を図るためには、どのような人材が必要になりますか。

当社は全社員が名刺サイズに折りたたんだ「クレドカード」を持っています。クレドとはラテン語で「志、約束、信条」といった意味で、7つのクレドを明記し、トップから現場の従業員までが一丸となって目標を達成するように努めています。たとえば「お客様との絆を深める為に、共に

楽しく熱中できる時間を創造する“事（こと）”売りを推進する」「スポーツ界のトレンドリーダーを目指し、『カッコイイ!! カワイイ!!』スポーツファッションスタイルを提案する」などです。

経営者としてというよりも、企業人として「感謝」という言葉を大切にしたいと考えています。いろいろな人に支えられていることを感じながら仕事をして、感謝の気持ちを忘れないことです。感謝とは、人と一緒にいることによって時間と空間を共有し、理解してもらうことだと思います。

東京五輪の日帰り 観戦ツアーを企画

Q. 東京五輪が開催される2020年は、御社の創立50周年にも当たりますね。

この先6年の経営戦略は具体的に固まっていませんが、2020年にはすでに北陸新幹線が通っており、東京まで日帰りが可能になるので、当社のメール会員を対象に東京五輪観戦ツアーを企画しています。日本チームが戦う試合のチケットを取るのは大変でしょうが、何とか頑張って成功させます。

店舗展開については、太陽スポーツとして富山、魚津、砺波に、スノーボード専門店「ランブジャック」として掛尾と石川県

野々市に店があります。インターネットでも楽天市場に「太陽スポーツTrip」を開設しています。今後のネットビジネスはただ安いだけでは勝てません。商品売るには、より高い専門性と信頼性、さらに便宜性が求められるでしょう。また、今話題のオムニチャンネル化（実店舗とオンラインストア等の流通販売を統合すること）を検討し、店舗と外商販促とを連動させていきます。店舗も商品だけではなく、その店に行けば仲間も情報も施設もそろっている、マニアにとって「聖地」のような店づくりを考えています。また、将来的には、高齢化社会に対応して、団塊の世代を対象とした店も必要になってくると思っています。

ハンドに熱中した 学生時代

Q. 社長ご自身もスポーツマンですね。

ハンドボールは社会人になっても続けていて、国体にも連続出場していました。地域の人々に育ててもらった恩返しをしたいという思いから、ハンドボールに限らずいろいろな大会や集まりに顔を出して、スポーツの土壌を広げることによって今後さらに努めていきたいですね。環境が整備されることで結果スポーツ人口も増え、活性化へとつながっていくと信じています。

「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の 1次公募二次締切の採択結果について

平成26年2月17日、本会は平成25年度の補正事業である「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」の富山県地域事務局として、公募の受付を開始しました。

本補助金は、製造業・商業・サービス業等の試作開発、新ビジネスモデル開発、生産プロセスの改善、生産性向上を含めた中小企業・小規模事業者の事業革新を支援します。

1次公募の二次締切分について厳正に審査を行った結果、下記の企業が採択されました。

今後は、二次公募分の審査をするとともに、採択された中小企業が補助事業に取り組んでいけるように手続きを進めていきます。

【二次締切（5/14）採択企業一覧】（受付番号順）

- ・株式会社高岡製作所
- ・株式会社旭東機械製作所
- ・富源商事株式会社
- ・河合バット製作所
- ・東亜電工株式会社
- ・三福化成株式会社
- ・高岡明光化成株式会社
- ・株式会社石玉丸紙業
- ・明和精型株式会社
- ・株式会社スギタニ
- ・中原化成工業株式会社
- ・株式会社プロジェクトデザイン
- ・中越鉄工株式会社
- ・株式会社ハナガタ
- ・岩城工業株式会社
- ・戸出化成株式会社
- ・株式会社スカイ
- ・株式会社二上
- ・株式会社ティーアンドティー・タカマツタテグ
- ・皇国晴酒造株式会社
- ・平田印刷株式会社
- ・ケーファクトリー株式会社
- ・株式会社村井工業
- ・株式会社廣昌堂
- ・株式会社マスオカ
- ・アースコンサル株式会社
- ・株式会社山田写真製版所
- ・協同アルミ株式会社
- ・富山精密株式会社
- ・株式会社高瀬鉄工所
- ・株式会社丸伸製作所
- ・大和産商エンジニアリング株式会社
- ・豊富産業株式会社
- ・有限会社共伸製作所
- ・有限会社快成
- ・株式会社オーギャ
- ・福田食品工業株式会社
- ・セブラ株式会社
- ・北陸ライフエナジー株式会社
- ・株式会社エスケータック
- ・株式会社田村製作所
- ・株式会社中村機械
- ・さわや食品株式会社
- ・株式会社タイヨーパッケージ
- ・有限会社カンノ
- ・株式会社ニッポンジーン
- ・協同組合高岡総合給食センター
- ・キンコー樹脂工業株式会社
- ・株式会社ミズノマシナリー
- ・氷見軽合金株式会社
- ・大高建設株式会社
- ・株式会社日本成工
- ・カナモリ技販株式会社
- ・有限会社清都酒造場
- ・株式会社オーフェン機器
- ・東洋ガスメーター株式会社
- ・新保軽合金工業株式会社
- ・協立電化株式会社
- ・株式会社伸和製作所
- ・株式会社村中製作所
- ・有限会社笹倉製作所
- ・中野合金株式会社
- ・ファインプラス株式会社
- ・五洲薬品株式会社
- ・株式会社安達工業
- ・株式会社ウイン・ディー
- ・株式会社ユニゾーン
- ・第一物産株式会社
- ・アルミファクトリー株式会社
- ・高精株式会社
- ・株式会社コージン
- ・ナント生コン有限会社
- ・株式会社碓井製作所
- ・富山薬品株式会社
- ・有限会社石川外装
- ・有限会社細川
- ・大澤工業株式会社
- ・株式会社元尾商店
- ・株式会社アイベック
- ・伸和産業有限会社
- ・株式会社MINAMI
- ・戸田電気鉄興株式会社
- ・株式会社村山製作所
- ・有限会社苗加製作所
- ・株式会社桜井鋳造
- ・株式会社石金精機
- ・三英工業株式会社
- ・共立物産株式会社
- ・株式会社山秀木材
- ・株式会社高田製作所
- ・株式会社エフアンドエム
- ・丸石鉄筋有限会社
- ・和宏金属株式会社
- ・株式会社シンコー
- ・有限会社アルツ
- ・三光鍍金工業株式会社
- ・高岡紙器印刷株式会社
- ・株式会社ティエムシー
- ・株式会社ジャパン・フラワー・コーポレーション
- ・株式会社陽光産業
- ・三秀工業株式会社
- ・有限会社中村製作所
- ・有限会社河島建具
- ・株式会社小笠原製作所
- ・三陽陸運株式会社
- ・澤川鍛造工業株式会社
- ・株式会社協和製作所
- ・有限会社貸衣裳の和楽
- ・立山科学工業株式会社
- ・吉沢工業株式会社
- ・フジコン株式会社
- ・株式会社若野鋳造所
- ・株式会社ユニオン・ランチ
- ・株式会社能作
- ・株式会社パビエコニシ
- ・富美菊酒造株式会社
- ・キタムラ機械株式会社
- ・有限会社嶋モデリング
- ・株式会社オーパス
- ・マルマス機械株式会社
- ・ベルモントプラスチック株式会社
- ・株式会社タイワ精機
- ・中越産業株式会社
- ・日本エレテックス株式会社
- ・株式会社橋本写真製版社
- ・usuiworks株式会社
- ・株式会社クレイサービス

職場訪問研修を開催しました



7月30日に、本会が実施しております「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の一環として、富山クリエイティブ専門学校のデザイン学科の学生さんを対象とした職場訪問研修を開催しました。

今回は、株式会社シルバー印刷さん、株式会社能作さん、相互企画印刷株式会社さんの3社を見学させていただきました。

参加した学生からは、普段見ることのできない仕事の現場を直に見ることができ良い経験になった、今後控えている就職活動や自分の将来を考えるにあたって参考になったなどの声が聞かれました。

今後は、9月26日に富山短期大学の学生を対象に、10月17日に富山県技術専門学院の学生を対象に職場訪問を実施する予定です。

キャリア開発&メンタルケア巡回支援を実施しています

本会が実施しております「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の一環として、若手社員定着のための支援を行うため、専門指導員の巡回指導を実施しています。

若手社員の人材育成や指導等で疑問やお悩みをお持ちの企業経営者、人事・教育ご担当者様からのご依頼を受け付けております。個別に対応いたしますので、ぜひお気軽にご活用ください。

○巡回実施期間

平成27年 2月13日（金）まで

○ご相談例

- ・若手社員（新卒採用者）の人材育成の相談をしたい
- ・若手社員とのコミュニケーションを活性化したい
- ・入社3年目程度までの社員のメンタルケアについて
- ・入社3年目程度までの社員のキャリア支援について
- ・その他、若手社員の人材育成・教育支援など

○専門相談員

(有)ステップアップ 代表取締役 川合 紀子 氏
(キャリア・コンサルタント／教育カウンセラー／
心理相談員)

○相談費用

無 料

○お申込み・お問合せ先

本会流通・労働支援課 TEL：076-424-3686

【新卒社員定着のための専門相談員による】
キャリア開発&メンタルケア
巡回支援のご案内

富山県中小企業支援センターでは、若手社員定着のための支援事業の一環として、専門相談員による巡回指導を実施しております。若手社員の人材育成や指導等で疑問やお悩みをお持ちの企業経営者・人事・教育ご担当者様からのご依頼を受け付けております。個別に対応いたしますので、ぜひお気軽にご活用ください。

内 容

1. 巡回実施期間 平成27年 6月2日(月)～平成27年 2月13日(金)

2. ご 相 談 例

- ・若手社員の人材育成や指導について相談したい
- ・若手社員とのコミュニケーションを活性化したい
- ・入社3年目程度までの社員のメンタルケアについて
- ・入社3年目程度までの社員のキャリア支援について
- ・その他、若手社員の人材育成・教育支援など

3. 専門相談員 — キャリア・コンサルタント/教育カウンセラー/心理相談員
川合 紀子氏 (有)ステップアップ 代表取締役 川合 紀子氏

4. 相 談 費 用 — 無 料 (巡回指導料を定めています。お申込みの際にご確認ください)

5. お問い合わせ先 — 富山県中小企業支援センター 流通・労働支援課 電話 076(424)3686

お 申 込 書

姓 名	姓 名 フリガナ
業 務 関 係	E-Mail
FAX 番 号	

若手社員の人材育成や指導について相談したい (複数選んでも可)

 若手社員とのコミュニケーションを活性化したい

 入社3年目程度までの社員のメンタルケアについて

 入社3年目程度までの社員のキャリア支援について

 その他

FAX 076(422)0835

富山県塗装協同組合さんよりこんにちは

我々が普段過ごしている家や仕事をしている職場等の建築物、あるいは普段暮らしている街で目にする公共物等には、綺麗な塗装がされており、何気ない風景の中にも何か引きつけるものがありますよね。今回はそのように皆さんの身の回りの日常に色を添えている職人さんたちが集まる富山県塗装協同組合を紹介します。

◆ 組合のあゆみ

昭和28年2月に、富山市在住の18名の塗装業者が相互扶助の精神に基づき組合員のために必要な協同事業を行い、事業の経営および技術の改善向上並びに事業に関する知識の普及、教育・情報の提供を図ることを目的として設立しました。

以後ピーク時には200名を超える組合員とともに、自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図って活動してきました。

技能向上のための技能技術委員会や労働災害を未然に防ぐための安全委員会などの活発な活動に加えて、橋脚の安全パトロール等の奉仕活動にも積極的に取り組んでいます。

◆ 地域活性化貢献活動への取り組み

富山県土木部管理課に公共物等の落書き消しの奉仕活動の申出をし、依頼があった物件の落書き消しの塗装を平成15年から継続して実施しています。

年間平均5件の依頼があり、橋梁のコンクリート橋脚、ガードレール、標識柱など多岐にわたります。落書き消し以外にも老朽化に伴う公共施設壁面や公共施設内の備品等の再塗装も県からの依頼に応じ、ボランティアで実施しています。



地域の落書き消しをしている様子

◆ 組合青年部の活動

平成20年に、課題の解決等に若い力を結集し、お互いに協力し合い・研鑽を重ね、業界の発展に寄与

ることを目的に組合青年部が設立されました。

設立以後、青年部は活発に活動を行い、同業者のみならず、他業種の方とも交流を深め、その人脈を広げると共に、柔軟な発想、行動力を培ってきました。

そのような組織活動の一環として、保育所や福祉施設、児童相談所等の子供が集う施設内壁面及び天井面等の再塗装をボランティアで実施しています。



保育所の壁面の再塗装をしている様子

◆ 今後の取り組み

組合としては、地域貢献は企業活動を行う上で欠かすことのできないものと捉えています。組合員ができることで、地域の方々に喜んでもらえるような取り組みは今後も実施していきます。

しかしながら、組合の組合員の減少・高齢化が進んでいる状況で、これまで以上に後継者の育成が急務となっています。青年部の活動をより活発なものにし、組合員の、そして業界の活性化にもつなげたいと思っています。

◆ 組合概要 ◆

組合名称	富山県塗装協同組合
設立	昭和28年3月31日
住所	富山市二口町5丁目4番10号
理事長	余川 甚治
組合員数	140名
TEL	076-422-4785
FAX	076-422-6785

富山県中小企業青年中央会

平成26年度通常総会を開催しました

去る6月3日（火）に富山地铁ホテルにおいて富山県中小企業青年中央会平成26年度通常総会を開催しました。

総会は、西森会長の開会あいさつで始まり、議案審議に入りました。



- 第1号議案 平成25年度事業報告書、収支決算書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 役員改選の件
- 第3号議案 平成26年度事業計画、収支予算決定の件
- 第4号議案 平成26年度経費の賦課及び徴収方法決定の件
- 第5号議案 その他の件

第1号議案、第3号議案～第5号議案については原案どおり承認、決定された。

第2号議案の役員改選では、宮岸顧問が新会長に選出されるとともに、臨時理事会において藤井相談役の留任、東澤直前会長の顧問への就任が決定された。

— 役員名簿 —

役職	氏名	所属企業	所属
相談役	藤井 裕久	(株) 藤井産業	富山土石協業組合若石会
顧問	東澤 善樹	とうざわ印刷工芸(株)	富山県印刷(工)
会長	宮岸 哲也	北陸バンドー(株)	(協) 富山問屋センター青年部会
副会長	梅田 雄一朗	(株) ユニゾーン	富山県精密機械工業(協) 若葉会
	大塚 智成	(株) オオツカ	富山県鋳物工業(協) 鋳青会
	高野 智生	(有) 智生建設	富山県電気工事(工) 青年部
	竹部 晴仁	(株) 竹部工業	富山県管工事業(協連) 青年部
	寺田 俊之	(株) 富山印刷	富山県青年印刷人協議会
	室 則次	(株) 室政土石	富山土石協業組合若石会
直前会長	西森 祐一	西森電気(株)	富山県電気工事(工) 青年部
監事	佐々木 大二	日本海商事(株)	(協) 富山問屋センター青年部会
	沢井 宏毅	(有) 沢井電器	富山県電気工事(工) 青年部
	砂子阪 将司	(株) 砂子阪工業所	富山県管工事業(協連) 青年部

富山県中小企業レディース連絡会

組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました



去る8月28日(木)に富山県市町村会館において、組合女性部・女性経営者等セミナーを開催し、組合女性部や女性経営者約30名が出席しました。

セミナーは富山県中小企業レディース連絡会濱田代表幹事の挨拶で始まり、講師である富山県ロケーションオフィス ロケーションコンシェルジュ 木寺綾乃氏より県内でロケ地になった場所を中心に「富山県内の観光地案内」をテーマに講演がありました。

・富山にゆかりのない映画であっても、映画製作サイドでは富山県はロケに協力的であるという評判が高まっており、ロケ地に富山を選択していただけることが多くなってきている。

・観光客が来ても「ここは何もない」と言うのではなく、観光客に情報提供をし、リピーターを増やしていただくよう県民一丸となって取り組んでいきたい。との内容でした。

講演ののち、活発な意見交換がされていました。

中 中央会からのお知らせ

第66回中小企業団体全国大会の参加者を募集します

10月23日(木)に東京都の日比谷公会堂において、「団結は力、見せよう組合の底力!」をテーマに、第66回中小企業団体全国大会が開催されます。

アベノミクスの影響等により、景気の好天の兆しが見えつつあるものの、多くの中小企業者は依然として景気回復を実感できない状況にある中、中小企業者による中小企業者の持続的発展のための組織である組合等をはじめとする連携組織の発展に向けた不断の努力により中小企業の振興施策の強化、安定した中小企業の成長と豊かな地域社会の実現を図ることを目的として、全国から中小企業団体の代表者等2,000名が参集します。

本会では全国大会参加に併せて、“貸切バスによる都内プチ観光”と“大型客船から一望する東京の夜景と食事を楽しむ東京湾ディナークルーズ”のツアーを企して参加者を募集しています。

詳細につきましては、本会のホームページをご覧ください。



組合青年部を発足しました

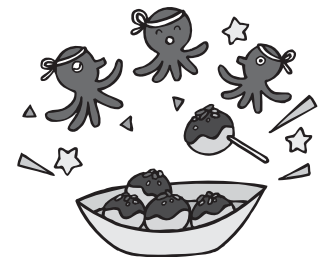
富山県社交飲食生活衛生同業組合
(富山市泉町 1-6-17 内)

当組合では、6月に富山の夜の街ににぎわいを取り戻すことを目的として桜木町のほか総曲輪や JR 富山駅前からもメンバーを集めて青年部会を発足しました。

活動の第一弾として、8月2日、3日に富山市で開催された「富山まつり」に飲食店ブースを出店し、組合を広くPRするとともに、メンバーとの交流を深めました。



今後は、現在26名の加盟者を年内に50名にまで増やすとともに、清掃などの社会貢献活動を通じ、女性や若者にも足を運んでもらいやすいまちづくりを目指していきます。



組合Q&A

法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非について

Q

組合員Aは昭和×年12月2日組合員資格喪失により法定脱退したが、その未払持分を譲受けることによりBの加入を、翌年の3月15日の理事会で承諾した。このような資格喪失者の未払持分で譲受加入ができますか？

A

脱退した組合員の持分は、脱退と同時に持分のもつ身分権的なものが喪失しており、持分払戻請求権という債権として残っているだけである。

したがって、既に法定脱退した者の組合員としての権利義務を承継することとなる譲受加入ということはありません、当該譲受人の加入は新規加入の手続きによらなければならない。



ほっと
一息

魚屋さんの一品料理

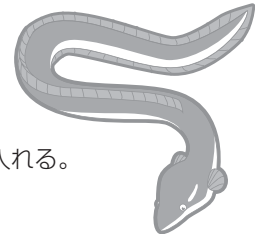
材料 (2人分)

白焼きのウナギ …………… 1匹
ピーマン …………… 1個
玉ねぎ …………… 1玉
人参 …………… 小ぶりのもの1本
レモン …………… 適量
片栗粉 …………… 適量
酢 …………… 1/2 カップ
水、醤油、みりん …… 各大2



★ 作り方 ★

- ①ピーマン、玉ねぎ、人参を千切りにし、二十分ほど水にさらしておく。
- ② 水、酢、醤油、みりんを一緒に一度煮立て、さまし、①を加える。
- ③ 一口大に切ったウナギを片栗粉をまぶして揚げ、熱いうちに②の酢の中へ入れる。
- ④ ③をさまし冷たく冷やして、好みでレモンを添えて盛り付け出来上がり。

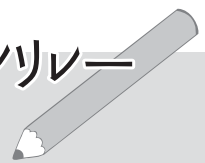


★ 一口メモ ★

野菜は水に十分さらし、ウナギは揚げ立てを酢の中へ入れ、どちらも特有のくさみを感じさせないようにするのがポイント。作り置きできるので、共働きの忙しい奥様にもぜひお勧めです。

提供：富山魚商業協同組合

事務局ペンリレー



当富山美術商協同組合は昭和53年に設立され、その節より勤務させて頂いてまいりました。

主な仕事は、組合員の美術商の方々の為にオークションを開催いたすお手伝いをする事です。

尚、当地よりご出身の美術商の多くの方が東京にて成功され活躍されておられ、その皆様のおかげで当組合を維持できることができております。しかしながら、会員の皆様の後継者不足により組合員の数も年々減少致しており、理事の方々とも今後の運営に苦慮致しております。

話は変わりますが、お出でになられるお客様に、あなたも長年美術品を見てきたのだから、商品の良し悪しくらいは分かるだろうとおっしゃいますが、如何せん当方にその認識眼を授かることはございませんでした。

私事ながら昨年10月に長女に女の子、長男にも今年6月に女の子が生まれ、この二人の孫の成長が今の生きがいと成っております。



富山美術商協同組合

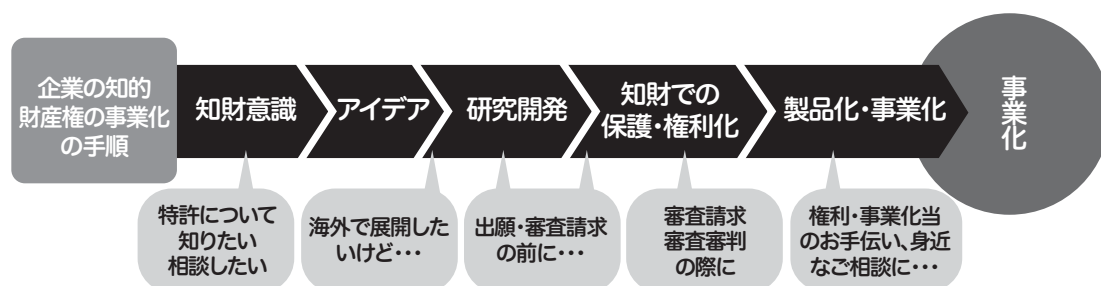
事務局長

新庄 一夫

富山県知財総合支援窓口のご案内

一般社団法人富山県発明協会

富山県発明協会では、中小企業等が企業経営のなかで抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、様々な専門家や支援機関と連携して、その場で解決を図るワンストップサービスを提供しています。何でもお気軽にご相談ください！



<無料発明相談会の開催>

皆様の相談内容に相応しい弁理士が相談をお受けします！

- ★相談費用は無料です。 ★相談会は午後からとなります。
- ★予約制となります。相談ご希望日二日前までに電話でお申込みください。
- ★当日のキャンセルはご遠慮ください。

※都合により日時等を変更する場合があります。他日程のご希望はお問合せください。

年 月	相談日と場所	
	高岡会場	富山会場
	一般社団法人富山県発明協会 1F 事務所内	富山県総合情報 センター
平成26年10月	1日(水)、8日(水)、15日(水)、22日(水)、30日(水)	9日(水)、23日(水)
11月	5日(水)、12日(水)、19日(水)、27日(水)	13日(水)、26日(水)
12月	3日(水)、10日(水)、17日(水)、24日(水)	11日(水)、25日(水)
平成27年 1月	7日(水)、14日(水)、21日(水)、28日(水)	8日(水)、22日(水)
2月	4日(水)、10日(水)、18日(水)、25日(水)	12日(水)、26日(水)
3月	4日(水)、11日(水)、18日(水)	12日(水)、19日(水)

<出張窓口相談会の開催>

県東部にて窓口支援担当者による相談会を月1回程度開催します。

- ★日時・場所についてはお問合せください。 ★相談費用は無料です。
- ★予約制となります。電話でお申込みください。 ★当日のキャンセルはご遠慮ください。

まずはお気軽にお問い合わせください。 受付時間は8:30～17:15(土・日・祝日除く)です。

高岡知財総合支援窓口 (担当: 林原)	富山知財総合支援窓口 (担当: 牧野)
高岡市二上町 150 番地 富山県工業技術センター 技術開発館 一般社団法人 富山県発明協会内 TEL・FAX: 0766-25-7259	富山市高田 527 番地 情報ビル 2F 公益財団法人 富山県新世紀産業機構 中小企業支援センター内 TEL・FAX: 076-432-1119

中小企業と大手・海外企業を結ぶ BtoBマッチングサイト

J-GoodTech

ジェグテック

～日本の優れた技術・製品.com～

平成26年4月下旬OPEN!

日本の技術が、世界を変える!

J-GoodTech (ジェグテック) 概要

J-GoodTech (ジェグテック) は、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業を集結し、国内大手メーカーや海外企業につなぐマッチングサイトです。日本の優秀な中小製造業と大手メーカー等との新たな取引や技術提携などにより産業界全体のイノベーションへの貢献を目指します。

J-GoodTechは、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が運営を行います。中小機構では、展示会や商談会でのリアルなマッチングの場の提供や人的な仲介サポートも加えることで、効果的な商談の実現に取り組みます。

中小機構北陸がサポートします。

1 中小企業の成長・発展

- 専門家の派遣
…経営・技術・財務・法律などの専門家を長期継続的に派遣します。
- 地域資源・農商工連携・新連携の支援
…地域資源を活かした取り組みや農林漁業者・異分野の中小企業との連携をバックアップ。
- 窓口相談でのアドバイス ● 販路開拓支援 ● 事業承継円滑化支援
- モノ作り支援 ● 海外展開支援



窓口相談

など

2 地域の成長・発展

- まちづくり・中心市街地の活性化支援 ● 高度化事業
 - インキュベーション施設の提供
- …いしかわ大学連携インキュベータ(i-BIRD)で新事業展開を。

3 安心の共済制度

- 小規模企業共済制度
…将来に備えて安心、経営者の退職金制度。
- 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)
…取引先の倒産からあなたの企業を守ります。もしもに備えて。

北陸3県(富山・石川・福井)の中小企業と地域の皆さまを応援する…

中小企業のお助け情報満載

J-Net21

中小企業ビジネス応援サイト
<http://j-net21.smrj.go.jp>



中小機構 北陸

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸本部
〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階
TEL.076-223-5761(代) FAX.076-223-5762

他にもいろいろ
詳しくは…

中小 北陸

検索

新幹線開業カウントダウン

まてきて富山
まときと富山
2015年春 北陸新幹線開業

富山自慢の温泉地

およそ150カ所の良質な温泉がひしめく富山県。県内外からの観光客でにぎわう温泉地でも、北陸新幹線開業へ向けた取り組みが進められています。



氷見の寒ブリ

宇奈月温泉
足湯「おもかげ」

■海辺のお湯処 氷見温泉郷

氷見市には、北部地域の富山湾沿岸を中心に温泉場が点在しており、これらを総称して「能登半島国定公園 氷見温泉郷」と呼びます。「ナトリウム―塩化物泉」のお湯は慢性皮膚病・慢性婦人病・切り傷などに効能があり、近年は「美人の湯」として特に女性の評判を呼んでいます。市内には20軒（平成26年8月現在）の旅館・民宿があります。お湯につかって海越しの立山連峰から昇る朝日を眺めるといった、富山湾に面した温泉地ならではの楽しみ方も魅力です。

温泉とともに人気を集めるのは、何といても豊かな食材です。年間を通して160種以上の魚が獲れる氷見では、春のイワシ、夏のクロマグロ、冬のブリなど、季節ごとのおいしい魚が来る人を迎えます。

また中心街には氷見市出身である漫画家・藤子不二雄[Ⓐ]氏の生み出したたくさんのキャラクターモニュメントが並び、街歩き



中心街のモニュメント

をより楽しく演出してくれます。豊かな自然の恵みとユニークな観光スポットを、温泉とともに楽しめるのが「氷見温泉郷」の魅力です。

■山々に抱かれた湯の街 宇奈月温泉

黒部市・宇奈月温泉のある地域では、大正時代に始まった黒部川の電源開発事業を機に、下流へと温泉を引く工事が進められていきました。大正12年、黒部川上流の黒礁からの引湯に成功し、宇奈月温泉が誕生しました。無色透明の弱アルカリ性単純泉は、かねてより肌によいとされてきましたが、近年の科学的な分析によりその美容効果が証明され、改めて注目されています。

温泉街には宿泊施設をはじめ飲食店や雑貨・土産物店など多くの店が軒を連ね、湯の街らしい情緒を醸し出しています。街の各所にある足湯は、散策中の一休みに最適です。

周囲に広がる雄大な自然も大きな魅力です。トロッコ電車での自然散策や黒部ダム観光はもちろん、黒部川でのラフティングやキャニオニング、うなづき湖でのボートクルーズなどのアクティビティも人気を集めています。温泉とともに豊かな自然と温泉街の雰囲気を楽しむのに、四季を通じて多くの人が訪れています。

■北陸新幹線開業へ向けて

氷見市・黒部市では、新幹線開業による観光客の増加を見据えた取り組みが進められています。

氷見市では今年3月、同市観光協会が一般社団法人川崎市観光協会と友好提携を締結しました。相互の観光交流をより親密なものとし、関東地方での氷見市のPRにもつなげていく方針です。また観光協会内では「ひみ^{おおとり}鳳の会」が設立され、女性目線での氷見の魅力発信が計画されています。

一方の黒部市では、平成25年3月に「まっすぐ。くろべ。」ロゴマークを制作し、新幹線黒部宇奈月温泉駅開業のPRを行っています。また、今年7月にオープンした宇奈月温泉観光案内所では、「くろべ牧場」産の生乳を使ったメニューなどの販売も行われています。



「まっすぐ。くろべ。」ロゴマーク

進めよう！個性と魅力の中小企業連携



中央会は、組合をはじめとする中小企業連携組織に対して、その設立から事業運営までさまざまな支援を行っています。

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は下記へお問い合わせ下さい。

富山県中小企業団体中央会

〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 6F TEL 076 (424) 3686 FAX 076 (422) 0835
URL <http://www.chuokai-toyama.or.jp/>

平成26年9月25日 発行

編集発行
印刷所

富山県中小企業団体中央会
富山市総曲輪2-1-3 TEL 076-424-3686
第一共同印刷株式会社